一般社団法人 オープン＆ビッグデータ活用・地方創生推進機構

　運営委員会規則

平成２６年１０月１４日　第１回理事会承認

（目的）

第1条　この規則は、一般社団法人 オープン＆ビッグデータ活用・地方創生推進機構（以下「当法人」という。）定款第３０条第４項の規定に基づき、運営委員会に関して必要な事項を定め、当法人の事業の円滑な運営に資することを目的とする。

（権能）

第２条　運営委員会は、第３条に規定する当法人の運営に関する事項について、検討作業を行ったうえで執行し、それらを理事会に報告するとともに、必要に応じて理事会に対して提言を行う。

（検討事項）

第３条　前条に規定する当法人の運営に関する事項は、以下のとおりとする。

1. 新規社員の募集及び入社及び退社の手続きに関する事項
2. 当法人について対外的に公開する情報に関する事項
3. 事業計画及び予算の作成並びに決算に関する事項
4. 事業計画、予算の執行に関する事項
5. 社員及び役員に関する事項
6. 定款第３条に定める事業に関する詳細事項
7. その他理事会が指示する事項

（構成）

第４条　運営委員会は、運営委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

２　委員は、理事会が承認した社員とする。

３　委員の任期は選任後１年以内に終了する定款第３２条に定めるところの事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

４　理事長は、社員の構成員の中から委員長1名を指名し、運営委員会を統括させる。

５　理事長は、委員の内から副委員長社３社以内を指名し、委員長を補佐させる。

（運営）

第５条　運営委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

２　運営委員会は、委員の現在数の３分の２以上の出席により開催することができる。

３　運営委員会の議決は、議決に加わることができる出席委員の過半数をもって決する。

４　前項の決議について、特別の利害関係を有する委員は、当該議決に加わることができない。

５　委員が運営委員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき委員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の３分の２以上が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の運営委員会の決議があったものとみなす。

６　委員が法人の場合は、必要に応じてオブザーバーを運営委員会に出席させることができるものとする。ただし、出席させるオブザーバーの数やオブザーバーの発言については運営委員会の円滑な進行に影響を及ぼさないように当該委員が管理するものとする。

７　運営委員会は、委員長の承認を得た上で、必要に応じてオブザーバーを運営委員会に出席させることができる。

８　委員長は、議事運営について必要なその他の事項を定めることができる。

（委員会の設置）

第６条　定款第３１条に基づき、当法人の事業運営上必要があるときは、運営委員会の決議を経て委員会を置くことができる。

２　委員会に関する事項は、運営委員会の決議を経て別に定める。

（細則）

第７条　その他この規則の実施に関して必要な事項は、運営委員会が定める。

附則

この規則は、平成２６年１０月１４日から施行する。